

第497回島根県議会提出議案一覧

R7.12.10追加提案分

区分		議案名									
	議案No.										
議案 (3件)	予算案 (1件)	166	令和7年度島根県一般会計補正予算（第7号）								
	条例案 (2件)	167	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 人事委員会の報告を受けて、再任用職員の処遇の改善を図るため、再任用職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当について所要の改正 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に対する令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正 • 期末手当及び勤勉手当の年間支給割合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>100分の235</td> <td>100分の335</td> </tr> </table>		区分	改正前	改正後	再任用職員	100分の235	100分の335	
区分	改正前	改正後									
再任用職員	100分の235	100分の335									
168	県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 人事委員会の報告を受けて、再任用教育職員の処遇の改善を図るため、再任用教育職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当について所要の改正 定年前再任用短時間勤務教育職員及び暫定再任用教育職員（以下「再任用教育職員」という。）に対する令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正 • 期末手当及び勤勉手当の年間支給割合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <td>再任用教育職員（県立学校の暫定再任用教育職員で常時勤務するものを除く。）</td> <td>100分の235</td> <td>100分の335</td> </tr> <tr> <td>県立学校の暫定再任用教育職員で常時勤務するもの</td> <td>100分の235</td> <td>100分の450</td> </tr> </table>		区分	改正前	改正後	再任用教育職員（県立学校の暫定再任用教育職員で常時勤務するものを除く。）	100分の235	100分の335	県立学校の暫定再任用教育職員で常時勤務するもの	100分の235	100分の450
区分	改正前	改正後									
再任用教育職員（県立学校の暫定再任用教育職員で常時勤務するものを除く。）	100分の235	100分の335									
県立学校の暫定再任用教育職員で常時勤務するもの	100分の235	100分の450									

施行日：公布の日

[参考]

市町村立学校の再任用教育職員に対しても、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の規定により、県立学校の再任用教育職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合と同じ支給割合が適用される。